

# 賛助会員募集について（お願い）

公益財団法人 沖縄県平和祈念財団

## 1 賛助会員募集の趣旨

公益財団法人沖縄県平和祈念財団は、先の沖縄戦の戦没者を祀る慰霊塔・碑（霊域）を管理し、戦没者の慰霊と平和発信の業務を行うため、昭和 35 年に財団法人として設立された団体です。

運営経費は、沖縄県の補助金や県内外からの寄付金、霊域や平和祈念公園の管理業務受託、平和祈念資料館ミュージアムショップなどの収益で賄っていますが、関係者の高齢化等による清掃管理困難な慰霊塔・碑の維持管理や平和発信事業の主催、園内バスの運行など運営に厳しいものがあります。

沖縄戦終結 71 年を迎え、体験者の減少により戦争体験の風化が叫ばれております。

若い世代への継承のためにも沖縄戦戦没者の慰霊や平和発信などは、広く県内外の方々の賛同とご支援のもとに行いたいと考えます。

このため、慰霊・平和発信や慰霊塔管理の充実、財団の健全運営のため、個人及び法人・団体を対象とした賛助会員を募集するものであります。

## 2 募集対象

- (1) 県内外の法人会員及び団体会員
- (2) 県内外の個人会員

## 3 賛助会費

- (1) 法人会員及び団体会員 1 口 10,000 円（年額）
- (2) 個人会員 1 口 3,000 円（年額）

### ※（注）○ 個人寄附の場合 「所得控除」（所得税法第 78 条）

個人が公益法人に対し、寄附（賛助会費を含む）を行った場合には、所得控除を受けることができます。

寄附金額 － 2,000 円 ＝ 所得控除額

### ○ 法人寄附の場合 （法人税法第 37 条）

法人が公益法人に対し、寄附（賛助会費を含む）を行った場合には、通常の一般寄附金の損金算入限度額と別枠で、損金算入が認められます。

### 【 お願いとご注意 】

税制は毎年のように改正されますので、最新の状況については税務署にお尋ねになるか、国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) でご確認をお願いいたします。当サイトに記載されている情報は、必ずしも最新のものではない可能性がありますので御注意ください。

#### 4 賛助会員入会申し込みの方法

- (1) 別紙1の「賛助会員入会申込書」に必要事項を御記入の上、下記まで郵送又はメール、FAXにて御送付ください。
- (2) 別紙1の「賛助会員入会申込書」が入手できない場合は、メール又はFAX、電話にてお問い合わせください。折り返し「賛助会員入会申込書」をお送りいたしますので、必要事項を御記入の上、御返送ください。

#### 5 賛助会員入会申し込み先

〒901-0333

沖縄県糸満市字摩文仁 444 番地

公益財団法人 沖縄県平和祈念財団

会長 新垣 雄久

TEL (098) 997-2765 FAX (098) 997-2767

Mail: [heiwakinenzaidan@heiwa-irei-okinawa.jp](mailto:heiwakinenzaidan@heiwa-irei-okinawa.jp)

#### 6 賛助会費振り込み方法

別紙1「入会申込書」により申し込みの後、別添「振込用紙」により所定の金融機関へお振込みください。

また、ゆうちょ銀行口座をお持ちの方は下記ゆうちょ銀行へお振込みください。

##### 【振込先：ゆうちょ銀行】

(記号) 17060 (番号) 11451551

(口座名義) 公益財団法人沖縄県平和祈念財団